

令和 7・8 年度鯖江市建設工事入札参加資格基準 ならびに資格審査申請の時期および方法について

鯖江市で行う建設工事等競争入札に参加を希望される方は、下記の要領により「鯖江市建設工事入札参加資格申請書」を提出してください。

1 資格審査を受けることができる者

次のすべての要件を満たす者に限り、競争入札参加資格審査の申請をすることができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税のうち納期限の到来しているものを滞納していないこと。ただし、アについては鯖江市内に本社または営業所を有する者に限る。
 - ア 鯖江市税
 - イ 法人税（申請者が法人である場合）
 - ウ 申告所得税（申請者が個人である場合）
 - エ 消費税および地方消費税
- (4) 申請する業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けてから営業年数が **3 年以上** あること。

【業種ごとに要求する項目】

- (1) 電気工事に係る資格審査を申請する者については「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和 45 年法律第 96 号）第 34 条第 4 項の規定による届出をしていること。
- (2) 電気工事の建設業法の許可を取得していない業者は「電気工事業の業務の適正化に関する法律」（昭和 45 年法律第 96 号）第 3 条第 1 項の登録を受けてから、営業年数が **3 年以上** あること。

2 資格審査の申請期間

令和 6 年 11 月 18 日（月曜）から令和 7 年 1 月 20 日（月曜）まで

（郵送の場合は 1 月 20 日（月曜）必着とする）

受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分

資格適用日（予定） 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準日 令和 6 年 10 月 1 日

【注意事項】

- ・市の休日（土曜日、日曜日、休日および 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）には、持参による申請書類の受付はできませんので、ご了承ください。

3 申請書の提出先

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号
鯖江市役所 政策経営部 財務管理課（鯖江市役所本館3階）
TEL 0778-53-2222

4 資格審査の結果通知および公表

資格審査の結果により資格を得た方は、鯖江市建設工事入札参加資格者名簿に登載し、その名簿を鯖江市のホームページで公表します。
（公表予定 令和7年4月上旬）

5 資格の有効期間

令和7・8年度の競争入札参加資格の有効期間は、資格適用の日から令和9年4月30日までの予定です。

6 資格審査の申請の方法

鯖江市指定様式により必要事項を記入の上、「3 申請書の提出先」へ申請してください。（郵送による提出可。電子申請は不可）なお、指定様式以外の申請用紙でも、指定様式に示す必要事項が記入してあれば可とします。

7 提出書類

入札参加資格申請で提出していただく書類は、次の表1に掲げるものです。よくお確かめの上、漏れなく提出してください。申請書類に不備がある場合は、資格審査を受けることができませんのでご注意ください。

また、申請書類に事実と異なる事項を記載していることが判明した場合には、資格を認定された後でも、その資格が取り消される場合があります。

☆ 提出欄で◎の書類は、申請者は必ず提出してください。

☆ 提出欄で▲の書類は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出があれば不要です。

☆ 提出欄で◇の書類は、該当する申請者のみ提出してください。

表1 提出書類一覧（建設工事）

No	提出書類	様式	注意事項	提出
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	1	押印不要 作成要領のとおり	◎
2	競争参加資格希望工種表	2-1	作成要領のとおり	◎
3	営業所一覧表（建設工事）	2-2	作成要領のとおり	◇
4	鯖江市内営業所に関する確認調書	2-3	作成要領のとおり 鯖江市内に営業所のある場合、確認調書を提出の事	◇
5	使用印鑑届	第8号	申請者の押印は不要。営業所等の代表者に委任する場合は、申請者は本社の代表者とする。使用印鑑は入札・契約に使用する代表者の印鑑とし、営業所等に委任する場合は、営業所等の代表者の印鑑とする。 会社印(角印)がない申請者は、会社印(角印)欄は押印不要。	◎

6	委任状	第9号	申請者および委任者の押印は不要。 営業所等の代表者に委任する場合に提出する。委任しない場合は提出不要。 委任期間は、令和7年4月1日から令和9年4月30日とする。	◇
7	暴力団等排除に関する誓約書	第10号	誓約書に書かれている内容を確認し、押印して提出する。営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。	◎
8	建設業許可通知書（写）	発行官公署様式	委任する場合は、登録する支店等の許可または登録業種記載部分（営業所一覧等）を提出してください。登録を希望しない工種に係るものについては提出不要。	◎
9	電気工事業を開始した旨の届出受理書（写）	発行官公署様式	電気工事業を申請する方は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項に基づき電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類（届出受理書の写し）を提出してください。	◇
10	登記事項証明書または身元証明書（写し可）	発行官公署様式	申請者が法人の場合、法務局が発行する現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書でも可）。申請者が個人の場合、本籍市町村が発行する身元証明書を提出してください。 申請日から3か月以内に発行されたもの。	◎
11	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）	発行官公署様式	資格審査に係る審査基準日の直前1年間（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営事項審査に係るものに限る。 令和6年8月15日から経営事項審査の審査基準が改正されましたが、改正前・改正後どちらの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書でも資格審査の申請をすることができます。ただし、経営事項審査の再審査により改正前・改正後両方の経審結果を有する場合にあっては、改正後の通知書により資格審査の申請をしてください。	◇
12	貸借対照表・損益計算書（写し可）	任意	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が無い場合に提出する。法人の場合は、直近1ヶ年分の貸借対照表・損益計算書。個人の場合は、直近1ヶ年分の確定申告書または青色申告決算書とする。	▲
13	専任技術者証明書		<u>鯖江市内に本社または営業所を有する申請者のみ提出する。</u>	◇
14	法人税または申告所得税、消費税および地方消費税に滞納のない旨の証明書（写し可）	発行官公署様式	申請者が法人の場合は、国税通則法施行規則別紙第9号様式その3の3、個人の場合は、その3の2を提出してください。 申請日から3か月以内に発行されたもの。	◎
15	鯖江市税に滞納のない旨の証明書（写し可） ※完納証明書	発行官公署様式	申請日から3か月以内に発行されたもの。 <u>鯖江市内に本社または営業所を有する者のみ提出する。</u>	◇

16	建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していることを証する書類(写) または退職一時金制度を有していることを証する書類(写)	発行官公署様式(退職一時金制度を有していることを証する書類にあつては任意様式)	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっている場合には、提出を省略することができます。	▲
			経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「無」で、かつ、「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」が「有」の場合に、「退職一時金制度を有していることを証する書類」を提出してください。 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受けていない申請者は、退職金制度を有する証明書を提出してください。	◇
17	受付票	福井県様式第9号	受付票の交付を希望される方のみ提出してください。	◇
18	返信用封筒(受付票返送用)	任意	受付票の交付を希望される方のみ提出してください。返信先を明記してください。 必要な金額分の切手を貼付してください。 申請書を持参する場合は不要です。	◇

8 申請書作成上の注意事項等

- (1) 申請できる業種は **7 業種まで** とする。
- (2) 申請書の提出部数は 1 部とする。
- (3) 申請関係書類および添付書類は、A4 版サイズ(原本での提出書類は除く。)とし、A4 版フラットファイル(ファイルの色指定は無し)に綴じ込みしてください。
- (4) ファイル表紙および背表紙にはタイトルと会社名を必ず記入すること。
 タイトル： 令和 7・8 年度鯖江市建設工事入札参加資格申請書
 なお、ファイルに綴じ込みする順番は手前から提出書類一覧表に記載された順番にして、書類を綴じ込みしてください。
 受付票および返信用封筒(受付票返送用)は綴じ込み不要です。
- (5) 申請書類は片面印刷を基本としますが、以下の書類のついては両面印刷によるものでも可とします。(両面印刷を可とする書類 No9、11)
- (6) 各様式で国土交通省および県等の様式で内容が同じであれば、それを使用しても構わない。

9 申請書に記載した事項に変更があった場合

既に提出した競争入札参加資格審査申請書の記載事項について変更があった場合は、速やかに「3 申請書の提出先」に変更届を提出してください。

変更届の様式は、令和7・8年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロードできます。

表2 申請書に記載した事項に変更があった場合

変更事項	添付書類	提出部数
商号または名称、所在地に変更があったとき	登記事項証明書（写し可）	1部
代表者氏名に変更があったとき		
入札参加資格を有している業種の建設業許可、許可区分または許可番号に変更があったとき	許可書（写し） 廃業届（写し）など	1部
入札参加資格審査を申請している業種のうち、取下げをした業種があるとき	—	1部
使用印鑑に変更があったとき	使用印鑑届	1部
委任する営業所等の所在地、代表者等に変更があったとき	委任状	1部
合併等による事業の承継があったとき	登記事項証明書（写し可） 事業を承継したことを証明する書類（決算書、株主総会資料、合併協定書等）（写し可）	1部

注1 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更（個人から法人への変更）等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、所管の土木事務所または福井県土木管理課へお問い合わせください。

2 変更届の提出は、郵送でも可。

3 受付票が必要な方は、受付票（福井県様式第9号）に必要事項を記入の上、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

10 資格の取消しおよび停止について

① 市の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」といいます。）が次のいずれかに該当するに至ったときは、原則として、資格を取り消します。

ア 「1 資格審査を受けることができる者」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

イ 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないとき。

ウ 資格審査申請書に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。

エ 破産手続開始の決定があったとき。

オ その他市長が必要と認めるとき。

② 有資格者がいずれかに該当するときは、相当の期間、資格を停止します。

ア 変更の届出をしなかったとき。

イ 資格承継の承継申請をしたとき。

- ウ 有資格者である経常建設共同企業体の構成員が単体の建設業者として資格審査の追加申請したときまたは単体の有資格者が経常建設共同企業体として資格審査の追加申請をしたとき。
- エ その他市長が必要と認めるとき。

1 1 資格の承継および資格の再審査

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、資格の承継および資格の再審査をすることがあります。詳しくは、所管の土木事務所または福井県土木管理課までお問い合わせください。

- ・法人である有資格者について、新設合併または吸収合併があったとき。
- ・法人である有資格者について、新設分割または吸収分割があったとき。
- ・法人である有資格者の建設業に係る事業の全部について、事業の譲渡があったとき（事業を譲り渡した者が建設業に係る事業を廃止した場合に限る。）。
- ・個人である有資格者が法人を設立し、その代表者となったとき。
- ・個人である有資格者の死亡等により、家業の相続があったとき。
- ・会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により新たに会社が設立されたとき。
- ・会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定を受けたときまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始決定を受けたとき。

1 2 様式 1（共通書式）の作成要領

- (1) 英数字については、半角で入力すること。
- (2) 様式上「※」に該当する項目については、鯖江市において記載するため申請者では記載しないこと。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
なお、「新規」とは、鯖江市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請する場合をいう。過去に何度か申請したことがあって、前回の申請（令和3・4年度入札参加資格申請のこと。資格の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までのもの）を行っていない場合については「更新」とする。
- (4) 「02 受付番号」、「03 業者コード」欄については、鯖江市において記載するため申請者では記載しないこと。
- (5) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項または第2項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載すること。
なお、個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しないこと。
- (6) 「05 建設業許可番号」欄には、建設工事に係る申請をする場合に限り記載し、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通省または都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記す

ること。

- (7) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長または沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日および番号を記載すること。

- (8) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

なお、下表の区分に該当しない法人については、共通様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

- (9) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネームおよびミドルネームを記載すること。また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。

なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。

- (10) 「12 本社（店）電話番号」欄および「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄における市外局番、市内局番および番号については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。

- (11) 「17 担当者メールアドレス」欄については、鯖江市からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。

- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要であること。

- (13) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載すること。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (14) 「20 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合および構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数および月数を記載すること。

- (15) 「21 常勤職員の人数(人)」欄について、「① 技術職員」および「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員または事業主の数を内数で記載すること。

- (16) 「22 設立年月日(和暦)」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。

なお、個人の場合には記載を要しないこと。

- (17) 「23 みなし大企業」欄については、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載し、上記に該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載すること。

1.3 様式2-1 競争参加資格希望工種表の作成要領

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」の「許可状況」欄については、建設業法第3条第1項の国土交通省または都道府県知事の許可を受けている業種(建設業法別表第1による業種区分)について「○」を記載すること。また、「許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可(以下、「一般建設業の許可」という。)を受けている場合には「1」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可(以下、「特定建設業の許可」という。)を受けている場合には「2」と記載すること。

- (2) 「② 年間平均完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合または他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体または吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載すること。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合および審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

- (3) 「③ 競争参加資格希望工種区分」欄については、表3の競争参加資格希望工種区分に従い、登録を希望する工種に対応する箇所に「○」を記載すること。

なお、鯖江市建設工事入札参加資格審査申請で登録できる競争参加資格希望工種は7業種以内とする。

表 3 競争参加資格希望工種（記載例）

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分	
		0 1	0 2
0 1	土木一式工事	○	
0 2	建築一式工事	○	
0 3	大工工事		
0 4	左官工事		
0 5	とび・土工・コンクリート工事		
0 6	石工事		
0 7	屋根工事		
0 8	電気工事	○	
0 9	管工事		
1 0	タイル・レンガ・ブロック工事		
1 1	鋼構造物工事		
1 2	鉄筋工事		
1 3	舗装工事		
1 4	しゅんせつ工事		
1 5	板金工事		
1 6	ガラス工事		
1 7	塗装工事		
1 8	防水工事		
1 9	内装仕上工事		
2 0	機械器具設置工事	○	
2 1	熱絶縁工事		
2 2	電気通信工事	○	
2 3	造園工事	○	
2 4	さく井工事		
2 5	建具工事		
2 6	水道施設工事		
2 7	消防施設工事		
2 8	清掃施設工事		
2 9	解体工事	○	

7 業種以内とすること

鯖江市から上水道工事の認定を受けた者のみ表4を適用し、該当する競争参加資格希望工種区分に「○」を記載すること。

なお、管工事(設備)と管工事(上水道)はそれぞれ1業種としてカウントする。

表4 管工事の工種区分

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分	
		0 1	0 2
0 9	管工事	管工事(設備)	管工事(上水道)

番号	許可業種	競争参加資格希望工種区分	
		0 1	0 2
...	...		
0 9	管工事	○	○
...	...		

- (4) 「④ 総合評定値」欄には、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

なお、総合評定値通知を受けていない場合には記載を要しないこと。

1 4 添付資料の作成方法

添付資料のうち官公署が行った証明書類については、内容が鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。

なお、公的機関の証明書については、申請日より3か月以内に発行されたものであれば有効とする。

(1) 営業所一覧表(様式2-2)

この様式については、申請日現在で作成すること。「営業区域コード」については、「01」を記載すること。また、営業所ごとに保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。

なお、記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

(2) 使用印鑑届(様式第8号)

- ① 使用印について、使用印鑑(丸印)の枠内に押印すること。
- ② 営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。
- ③ 使用印鑑は入札・契約等に使用する代表者の印鑑とし、営業所等に委任する場合は、営業所等の代表者の印鑑とする。
- ④ 会社印(角印)を所有していない場合は、会社印(角印)欄は押印不要。

(3) 委任状(様式第9号)

営業所等の代表者に委任する場合に使用し、本社で登録する場合は提出不要。委任者は本社の代表者とする。

委任の期間は、令和7年4月1日から令和9年4月30日までとする。

(4) 暴力団等排除に関する誓約書（様式第10号）

営業所等の代表者に委任する場合も、申請者は本社の代表者とする。

誓約書に書かれている内容を確認し押印すること。

(5) 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しをいう。

雇用保険、健康保険および厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」または「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険または厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」または「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等の写し）を併せて提出するものとする。

(6) 国税および地方税納付証明書

① 市内業者および市内に営業所を有する業者については、市税および国税（その3の3またはその3の2）の全てに滞納のない旨の証明書を添付する。

② 市外業者については、国税に滞納のない旨の証明書（その3の3またはその3の2）を添付する。

(7) 登記事項証明書または身分証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記載されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「現在事項全部証明書」とすること。（履歴事項全部証明書でも可）

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁または権限のある機関の発行する書面とすることができる。

登記事項証明書・・・ 申請者が法人の場合に提出する。申請時から3か月以内に発行されたものとする。

身元証明書・・・ 申請者が個人の場合に提出する。申請時から3か月以内に発行されたものとする。

(8) 財務諸表類

申請者自ら作成している直近1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書および利益金処分（損失処理）計算書（個人にあつては、確定申告時に提出する資料）をいう。

会社法および会社計算規則により計算資料を作成する法人にあつては、貸借対照表および損益計算書をいう。